

令和2年度 佐渡市インバウンド向け企画乗船券開発 業務委託に係る公募型プロポーザル実施要項

近年増加傾向にある外国人旅行者の佐渡市内における滞在時間の延長及び消費拡大を図るために、「特定有人国境離島地域社会維持推進交付金」を活用し、外国人旅行者向けの企画乗船券の開発、販売システムの構築及び企画乗船券を販売促進するためのプロモーションを実施する標記業務委託について、企画提案の募集を行います。

なお、本募集は、令和2年度佐渡市当初予算成立後、速やかに事業を開始できるようにするため、当初予算成立前に募集の手続きを行うものです。事業の決定や予算の執行は、令和2年度佐渡市当初予算の成立が前提であり、今後、内容等が変更になることもありますのであらかじめご了承ください。

1 業務概要

(1) 委託業務名

令和2年度 佐渡市インバウンド向け企画乗船券開発業務委託

(2) 委託業務内容

別紙【企画提案書作成要領】、【委託業務仕様書】のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和3年3月12日（金）まで

(4) 委託料上限額

5,805,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(5) 企画提案の性格

本企画提案は、定められた事業予算の範囲内において、提案内容を評価することにより、品質の高い効果的な研修を企画・実施できる受託者を選定するものです。受託者選定後、採択された企画提案は、発注者との協議等により修正・変更を行う場合があります。

2 企画競争参加資格要件

企画競争に参加しようとする者は、次の各号の要件を全て満たしている必要があります。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。
- (4) 公告の日以降に、「佐渡市建設工事請負業者指名停止措置要領（平成16年3月1日）」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (5) 本市における市税の滞納がない者であること。
- (6) 新潟県内に営業所を有すること。

3 参加意向申し出手順

(1) 提出期限

令和2年3月23日（月）午後5時まで

(2) 提出書類

- ①プロポーザル参加意向申出書（様式1）
- ②誓約書（様式8）
- ③履歴事項全部証明書
- ④市区町村税の滞納がないことの証明
- ⑤消費税及び地方消費税の納税証明

} 発行日から3ヵ月以内のもの。
コピー可

(3) 提出方法 持参又は郵送

(4) 提出先

提出先は「10 問い合わせ先」に記載のとおりです。

(5) 参加資格確認通知

提出された書類が「2 参加資格」に定める要件に適合するかを確認し、プロポーザル参加資格確認通知書を電子メールにより送付する。

4 企画提案に係る質問及び回答

(1) 質問受付期限

令和2年3月23日（月）午後5時まで

(2) 質問方法

メール又はFAXにより質問してください。提出先は「10 問い合わせ先」に記載のとおりです。質問する場合は事前に電話連絡のうえ、質問票（様式1）によってください。

(3) 回答方法

各事業者からの質問に対する回答は、その都度、佐渡市役所ホームページに掲載します。なお、同趣旨の質問が複数あった場合は、まとめて回答させていただきます。

5 企画提案書

(1) 提出書類

① 企画提案提出書（様式4） 1部

② 企画提案書（様式任意、原則A4サイズ） 6部

※ 別紙「企画提案書作成要領」に記載の項目ごとに作成してください。

③ 佐渡市内に事務所を有する者は、市税に滞納がないことの証明書 1部
（発行後3ヶ月以内のもの）

④ 事業者の概要（様式任意、原則A4サイズ） 1部

事業者名、所在地、代表者、設立年月日、資本金、年間売上高、従業員数、主な業務内容等の記載された書類（内容が網羅されていれば既存の会社等概要も可とします。）

(2) 提出期限 令和2年3月27日（金）午後5時まで

(3) 提出方法及び提出先

持参若しくは郵送により提出してください。提出先は「10問い合わせ先」に記載のとおりです。郵送の場合は、提出先に事前に電話連絡のうえ、提出期限必着とし、提出先あて提出書類が発送された日時が証明できる方法によってください。

6 企画提案書の審査、受託者の選定及び結果の公表

(1) 審査

① 本業務における企画提案に係る審査は、本市職員等で構成される企画提案審査会が行う。

② 企画提案内容等について総合的に審査を行い、審査の採点の合計により各提案者の順位を決め、最高得点の者を最優秀提案者とする。

③ 最高得点の者が複数の場合、企画提案審査会が総合的に判断し最優秀提案者を選定する。

(2) 審査項目等

① 業務遂行能力等

- ・ 業務体制
- ・ 業務を実施するうえで十分な体制か。
- ・ スケジュール業務を円滑かつ効果的に実施できる計画か。
- ・ 業務実績

本事業と類似の業務の受注実績があるか。 佐渡汽船乗船券を組込ん

だインバウンド向け旅行商品に関して特筆すべき業務実績があるか。

② 企画提案の妥当性

- ・「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会維持に関する特別措置法（平成28年法律第33号）」を理解したうえで企画提案しているか。
- ・本事業の目的や性格を理解しているか。

③ 企画性

- ・企画力の高い効果的な、訴求力のある事業提案になっているか。
- ・具体的で実現性の高い企画提案となっているか。

④ 独創性

- ・独創的な工夫、また仕様書にはない活用可能な提案があるか。

⑤ 効果測定

- ・有効な効果測定方法を設定しているか。

⑥ 業務経費

- ・業務経費は適性か。

(3) プレゼンテーション等

企画提案審査会が、書類審査に基づき審査することとし、受託希望者が出席してのプレゼンテーション及びヒアリングは実施しません。

【企画提案審査会】

日 時 令和2年3月30日（月）

場 所 あいぽーと佐渡

(4) 審査結果等

審査の結果については、受託者選定後、速やかに書面にて通知するとともに、後日、佐渡市ホームページで公表します。なお、審査結果に対する異議申し立ては一切認めません。

7 業務委託契約の締結について 審査の結果、最優秀提案者を優先交渉権者として交渉を行い、随意契約により契約を締結します。ただし、優先交渉権者と協議が整わず契約の見込みがないとき、または、優先交渉権者が契約締結までの間に「2 企画競争参加資格要件」を満たさなくなったときは、次点の提案者と契約に向けて協議します。

8 提案者の失格事由等 次のいずれかに該当するは、企画提案は無効となります。

また、契約締結後に次のいずれかに該当することが判明した場合、契約は解除されます。

- (1) 提案に参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に企画提案書類等を提出しないとき。
- (3) 提案に関して談合などの不正行為、または参加に際して事実を反する申し込みや提案などの不正行為があったとき。
- (4) 提案者が、他人の提案の代理をしたとき。
- (5) 見積書の金額、住所、代表者氏名、印影若しくは重要な文書の誤脱、金額を訂正した見積をしたとき、その他提出書類に虚偽の記載をしたとき
- (6) 「2 企画競争参加資格要件」を満たすことが確認された者が、その確認において要件を満たしていないことが判明したとき。

9 その他

- (1) 企画競争実施要領の承諾 企画競争に参加する者は、企画提案書の提出をもって、本「企画競争実施要領」の記載内容を承諾したものとみなします。
- (2) 言語及び通貨企画競争また契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 提出書類の返却提出された書類は返却いたしません。なお、企画提案による審査以外には使用しません。
- (4) 提出書類の追加、修正等 一旦提出された書類の差替え、追加、削除は、理由の如何にかかわらず認めません。
- (5) 企画提案に係る費用負担 提出書類の作成、提出等に要する費用は提案者の負担とします。
- (6) 提案者の辞退
提出書類を提出した後に辞退する場合は、速やかに「10 問い合わせ先」まで連絡するとともに、辞退届（様式10）により届け出てください。
- (7) 第三者への再委託 特定された委託者は、本業務を第三者に再委託することはできません。ただし、あらかじめ 佐渡市の承諾を受けた場合はこの限りではありません。

10 問い合わせ先

佐渡市 観光振興課 観光振興係

〒952-0011 新潟県佐渡市両津夷384-11 あいぽーと佐渡2F

TEL 0259-67-7944 FAX 0259-67-7634

E-mail s-kanko@city.sado.niigata.jp

佐渡市ホームページ

<http://www.city.sado.niigata.jp/>